



堺市で空き家を購入すれば 最大120万円補助

(令和7年度堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金)



補助率

補助対象経費の
(空き家購入費用) **1/2**



補助上限額

120万円

申請受付期間：

令和7年5月1日～令和8年2月27日



堺で新しい生活を始めませんか。
充実した支援で安心の暮らしを。



対象世帯、対象住宅などの要件や申請書類などは
必ず市ホームページよりご確認ください。



堺市なら子育て支援も充実

裏面へ



堺で子育て



堺市では、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう
さまざまなサポートを実施しています

妊婦のための支援給付 (堺市出産・子育て応援事業)

妊産婦の方や子育て家庭が抱える不安などを解消するため面談やアンケートを行います。また、妊婦の方へ妊婦支援給付金を支給します。

(1回目:5万円、2回目:5万円×妊娠されたこどもの数)

対象

妊娠の届出をされた妊婦の方



育児支援ヘルパー派遣

体調不良や育児不安などにより、家事や育児が難しく、家事や育児のお手伝いをしてくれる人がいないご家庭にヘルパーを派遣し、掃除、洗濯、調理などの家事や育児のお手伝いをします。

有料

対象

妊娠中の方、または、
1歳未満の児童を養育する方



さかいマイ保育園

認定こども園や保育所を「マイ保育園」として登録し、妊娠中から出産後も継続的に保育士などの専門職による相談や支援を受けることができます。

事前登録要

無料

対象

妊娠中の方
就学前の児童を養育する方



幼児教育・保育の無償化

0～2歳児のうち、第2子以降のこどもの保育料を所得制限なしで無償化しています。

対象

0～2歳児の第2子以降のこども



子ども医療費助成

18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までのこどもが病院を受診した時、1つの医療機関ごとに1日当たり500円まで、月2日までの負担になります。

対象

健康保険加入者で
0歳～18歳までのこども



産後ケア事業

助産師がお母さんの心身のケアや、育児についてアドバイスをを行います。宿泊型、デイサービス型に加えて、助産師がご自宅を訪れる訪問型があります。

有料

対象

宿泊型、デイサービス型：
生後6か月未満の赤ちゃんとお母さん
訪問型：生後1か月未満の赤ちゃんとお母さん



一時預かり事業

保護者が就労(平均週3日程度)や疾病、介護、冠婚葬祭、その他の理由(育児疲れ解消のためのリフレッシュなど)で、家庭での保育に困ったとき、一時的に、就学前のこどもを認定こども園、保育所に預けることができます。

有料

対象

未就園の乳幼児



ファミリー・サポート・センター

子育ての応援をしたい方が子育ての応援を受けたい方のこどもの預かりや送り迎えなどを行います。
活動には会員登録が必要です。

事前登録要

有料

対象

生後2か月
～小学6年生のこども



病児保育

急な発熱などの病気やけがのこどもを、専用の保育施設やこどもの自宅で保育します。

事前登録要

有料

対象

生後6か月
～小学6年生のこども



各事業の詳細や最新情報、お問い合わせ先は「二次元コード」から
市ホームページにアクセスいただき、ご確認ください

★親子さかすくナビ★

出産日やこどもの生年月日等を登録しておくと、成長に合わせた子育て情報が届くスマートフォン用アプリです。

次のような機能が利用可能です。

- ・電子母子健康手帳・予防接種スケジュールの自動作成・保育施設の空き情報などの条件検索
- ・病児保育施設の空き状況確認・こどもの成長記録などの家族間共有 など

ダウンロード無料

通信費は自己負担



● App Store、Google Play から「母子も」と検索するか、右記「二次元コード」からもダウンロード可能



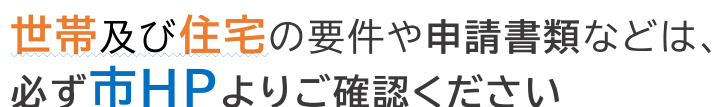
若年単身世帯(配偶者等がない世帯)も補助の対象です。

空き家の購入後、建替のために、取り壊す場合は対象外です。

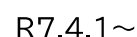
申請受付期間 令和7年5月1日から令和8年2月27日まで

補助対象経費の1/2
(空き家購入費用)

120万円



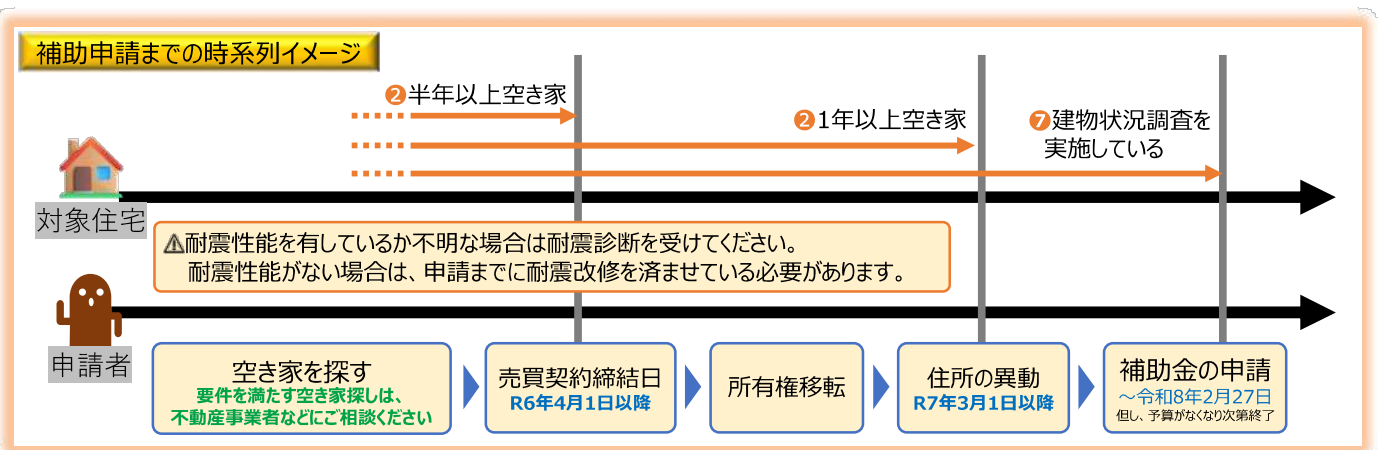
堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課



●申請時点で、以下の世帯要件・住宅要件を全て満たしていること。

欄	世帯要件
	① 若年世帯 ……補助対象住宅の売買契約を締結した年度の4月1日時点で申請者または配偶者等のいずれかの満年齢が39歳以下の世帯。 子育て世帯 ……補助対象住宅の売買契約を締結した年度の4月1日時点で満年齢が18歳未満の子を有し、かつ、申請時点で同居している世帯。
	② 申請者、または申請者及び配偶者等が住宅及びその住宅の存する土地を購入した。
	③ 市外から転入した世帯については、転入前に1年以上継続して市外に居住していた。 市内で転居した世帯については、転居前に市内の賃貸住宅に1年以上継続して居住していた。 ※ただし、婚姻等を契機として新たに別世帯を形成した世帯で、「世帯構成員が所有する住宅」以外の住宅に居住していた場合は申請できます。
	④ 世帯全員が暴力団または暴力団員もしくは暴力団密接関係者でない。
	⑤ 世帯構成員全員が堺市の課する市税を滞納していない。 ※市税務部と分割納付の誓約を結んでいて、当該誓約どおり納付している場合であっても、未納がある限り要件を満たしていません。
	⑥ 生活保護を受けていない。

欄	住宅要件
	① 住宅の存する土地が災害レッドゾーンに指定されていない。 ※災害レッドゾーンとは災害危険区域内、地すべり防止区域内、土砂災害特別警戒区域内、急傾斜地崩壊危険区域内浸水被害防止区域内をいいます。詳しくは市HPをご確認ください。
	住宅の存する土地が堺市立地適正化計画に記載された居住誘導区域内である。 ※申請者が住宅の売買契約を締結した日が令和6年1月1日以降である場合。
	② 世帯が住宅に住民票を異動した日から遡って1年以上、かつ申請者が住宅の売買契約を締結した日から遡って半年以上空き家であった。 ※空き家とは、建築工事が完了した日から起算して1年以上経過し、かつ、居住の用に供されたことがあり、その全てが居住その他の使用がなされていないことが常態である中古住宅をいいます。
	③ 耐震性能を有していること。 ※耐震性能を有していない住宅でも、購入後、耐震改修により耐震基準を満たせば対象。
	④ 建築基準法令の規定に違反したことにより堺市が是正等の命令を行った建築物でない。
	⑤ 世帯の構成員全員の居住の用に供する。
	⑥ 一戸建ての住宅または長屋住宅である。 ※店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。 ※不動産登記法第2条第1項第2号に規定する区分建物の一部の区分を購入した場合を除く。
	⑦ 建物状況調査を実施している。
	⑧ 世帯構成員または世帯構成員の3親等内の血族が所有していた住宅でない。
	⑨ 補助金の申請をする年度またはその前年度に売買契約を締結し、申請時点において住宅及びその住宅の存する土地の所有者が申請者または配偶者等の名義である。
	⑩ 補助金の申請をする年度の前年度の3月1日以降に世帯構成員全員が住宅に住民票を異動している。
	⑪ 住宅及びその住宅の存する土地について、申請者又は配偶者等以外の者を債務者とする抵当権がない。



●申請にあたり、以下の書類を揃えてご提出ください。

申請時に必要な書類欄

③市指定の申請様式一式

※市HPでダウンロードいただくか、住宅施策推進課の窓口で配布しています。各申立書のひな形も市HPに掲載しています。

①世帯全員の住民票の写し

※世帯全員の続柄入り、個人番号の記載なし、申請日から遡って3か月以内に交付されたもの

①A堺市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている世帯

又は堺市ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けている世帯の場合、宣誓書受領証のコピー

※宣誓書受領証の氏名欄に通称名を用いている場合は、受付印のある宣誓書の写し（両面）のコピーも提出してください。

②世帯全員の戸籍の附票や住民票の除票等の写し

もしくは、世帯構成員が前住所地に1年以上居住していたことが分かる書類

②B婚姻等を契機として新たに別世帯を形成した世帯

で、申請者・配偶者のいずれか、もしくは、どちらもが本市内で親族と同居していた場合、同居していた住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）のコピー

③-1補助対象経費に係る領収書のコピー

※空き家の購入費用を全額支払っていること。空き家の購入費用・領収年月日の記載があるもの。

③-2売買契約書のコピー

※売買契約の年月日の記載、売買人双方の押印のあるもの。

④住宅及びその住宅の存する土地の登記事項証明書（全部事項証明書）のコピー（法務局で取得）

※建築工事が完了した日から起算して1年以上経過し、居住の用に供されたことがあること。

※空き家の購入後、所有権移転をし、建物及び土地の所有者が申請者、又は申請者及び配偶者等の共有であること。

④C店舗等の用途を兼ねた住宅

の場合、店舗等の部分と建物全体の延べ床面積が分かる図面

※店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の1/2未満（住宅と店舗で兼用している部分は面積案分）であること、構造的に建物内でつながっていることを確認できる図面

⑤建物状況調査の結果が分かる書類

※一定の講習を受けた建築士が調査したもので、構造上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分を調査した結果が分かる報告書等。

⑥耐震性能を有していることが確認できる書類

④住宅の登記事項証明書に記載の新築年月日により提出書類が異なります。

登記事項証明書に記載の新築年月日	・昭和56年5月31日以前 ・新築年月日の記載がない	昭和56年6月1日～昭和57年5月31日		昭和57年6月1日以降
		右記以外		
確認方法	以下のいずれか ・耐震基準適合証明書の写し ・建設住宅性能評価書の写し ・本市の補助金を活用して耐震改修した場合、耐震改修工事完了検査合格証の写し		検査済証、建築確認済証、建築確認台帳記載証明のいずれかで、建築確認済証の交付日が昭和56年6月1日以降と確認できる場合、その資料	追加資料不要

⑦世帯が住宅に住民票を異動した日から遡って1年以上、かつ申請者が住宅の売買契約を締結した日から遡って半年以上空き家であったことが確認できる書類

※売主からの申立書もしくは、電気・ガス・水道の閉栓日がわかるもの。

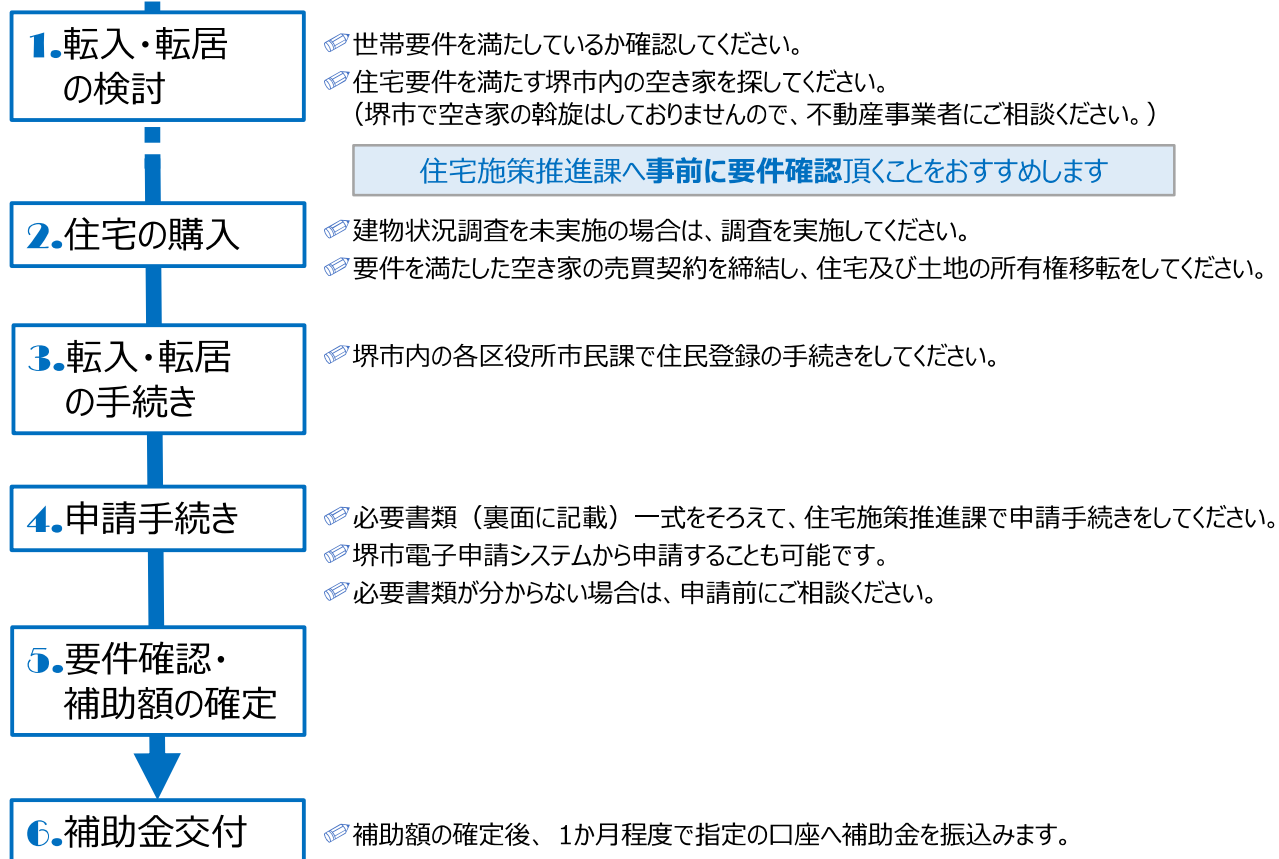
⑧世帯構成員が本市内の賃貸住宅からの転居の場合、前住宅が賃貸住宅であることが確認できる書類

※前住宅の契約書のコピー、家賃支払い証明書など。

※申請者・配偶者等が別々の賃貸住宅からの転居の場合は、それぞれの前住宅が賃貸住宅であることが確認できる書類。

(注) ●①～⑦は全ての申請者が必要となる書類です。 ●申請時に必要な書類は、受付後、返却しません。
 ●⑧及び①～④は該当する世帯のみ必要となる書類です。 ●申請される場合は、必ず市HPもご確認ください。

補助金交付までの流れ



● 申請受付期間など

申請受付期間	令和7年5月1日～令和8年2月27日の平日9時から12時、12時45分から17時30分 ※但し、申請書類に不備のない方から先着で受付し、令和7年度予算に達した時点で受付を終了しますので、予定より早く受付終了することがあります。(R7年度予算3,600万円) 予算の執行状況は市HPをご確認いただくか住宅施策推進課へお問合せください。
申請方法	書類一式をそろえて、住宅施策推進課へお越し頂き、申請手続きをしてください。 堺市電子申請システムから申請することも可能です。 不備がある場合、受付できません。 各区役所では手続きできません。窓口へお越しいただくことが困難な方は、事前に電話等でご相談ください。

● 補助額など

補助対象経費	住宅の購入に要した費用 売買契約書における土地代金及び建物代金（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計
補助額	補助対象経費の1/2 または 120万円 のいずれか少ない額 ※千円未満は切り捨て。予算の範囲内で執行します。
予算額	3,600万円 （120万円×30世帯） 申請先着順。予算の範囲で執行しますので、住宅を購入されても補助受付を終了している場合は、補助金を交付できません。

補助金は課税対象ですので、原則、所得税の確定申告または市民税等の申告が必要です。

申請・問合せ先

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課
(市役所高層館14階)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-8215 (直通)

Fax 072-228-8034

Mail jusui@city.sakai.lg.jp

平日9時～12時、12時45分～17時30分

